

第5章

分野別まちづくりの方針

分野別まちづくりの方針

まちづくりを進める際には、5つの基本的考え方に沿って、以下の分野別まちづくりの方針に基づき進めます。

まちづくりの基本的考え方

- ◆ 災害に強く安全で安心な 都市基盤*の整ったまちをめざします。
- ◆ 快適に移動できる 生き生きとした魅力あるまちをめざします。
- ◆ 練馬区の特性を活かした みどりあふれるまちをめざします。
- ◆ まちの個性を大切にしたい 環境に配慮したまちをめざします。
- ◆ 誰もが暮らしやすい 地域のつながりを大切にしたいまちをめざします。

分野別まちづくりの方針

1 安全・安心のまち

- (1) 防災・復興まちづくりの方針
～お互いに助け合い、災害を防ぐまち～
- (2) 防犯まちづくりの方針
～安心して生活できるまち～

2 活動的でにぎわいのあるまち

- (1) 交通の方針
～活動的に行き来のできるまち～
- (2) 産業・魅力あるまちづくりの方針
～生き生きとしたにぎわいのあるまち～

3 みどりと水のまち

- (1) みどりのまちづくりの方針
～みどりや水との出会いがあるまち～
- (2) 農のあるまちづくりの方針
～農とともにあるまち～

4 環境と共生するまち

- (1) 景観まちづくりの方針
～周辺と調和のとれたまち～
- (2) 環境に配慮したまちづくりの方針
～自立分散型エネルギー社会のまち～

5 とともに住むまち

- (1) 住まいづくりの方針
～ともに住むやさしいまち～
- (2) 地域で連携するまちづくりの方針
～交流を育むまち～

1 安全・安心のまち

(1) 防災・復興まちづくりの方針～お互いに助け合い、災害を防ぐまち～

<基本的考え方>

地震や火災、水害による被害を少なくするため、建築物の耐震化・不燃化、狭あい道路の拡幅、延焼遮断帯*の整備、治水施設の充実等により災害に強いまちをつくれます。地域のつながりを大切に、それぞれの地域で日頃から話し合いや訓練を行います。また、万が一災害が発生したときには、地域が一体となって、避難や救助、復旧、復興が行えるようにまちづくりを進めます。

ア 災害に強いまちづくりの推進

火災や地震に強く安全な市街地としていくために、震災予防の視点から、建築物の耐震化および不燃化等に取り組みます。また、地区の特性に応じて、道路や公園などの公共施設の整備等を行います。

□ 地域特性に応じた市街地の防災性の向上

密集住宅市街地*整備促進事業を活用して防災性を高めるほか、同事業の要件に該当しない地域においても地区計画*等により、オープンスペース*、緑地の確保や区道の整備を進めます。建築物の耐震化、不燃化も併せて進め、市街地の不燃空間の形成を促進します。



そらしど緑地

□ 災害時の安全性の確保

災害時の安全性を確保するため、延焼遮断帯*としての幹線道路沿道の建築物等の耐火性能の向上と緑化の推進、防災上有効な道路および広場等の確保、都市計画道路の整備など、都市の防災性の向上に資する都市基盤*を整備します。

都市計画道路や生活幹線道路の整備に併せて、無電柱化を進め、災害時の避難路を確保します。

□ 災害軽減への取組

災害時の避難路を確保する上で重要な役割を果たす生活道路の拡幅のため、狭あい道路拡幅整備助成事業を活用したまちづくりを推進します。

□ 建築物の計画的な耐震化

災害時に重要な役割を担う区立施設や公共施設の耐震化を進めます。また、区内の民間建築物に対する耐震診断や耐震改修工事に対する支援、分譲マンションの管理組合の活動などに助言を行う専門家（耐震改修アドバイザー）の派遣等で耐震化を促進することにより、地震災害を軽減します。

イ 水害に強いまちづくりの推進

東京都が実施する河川改修事業、公共下水道整備事業などと連携し、総合的な観点から治水対策を推進します。

また、雨水の貯留・浸透施設の設置等を進め、水害に強いまちにします。

□ 都市型水害に対応した総合治水対策の推進

都市型水害などの発生に対応し、治水安全度の向上を図るため、河川、調節池、公共下水道などの整備、改善、貯留施設等の整備を推進します。

雨水の貯留・浸透施設の設置、道路、公園その他の公共施設の透水性舗装の整備、農地や緑地の保全による保水および遊水機能の保持などにより、雨水の流出抑制を図ります。



白子川比丘尼橋下流調節池（河川）
（出典：区ホームページ）

□ 浸水被害を軽減する対策の推進

河川や下水道の整備、流域対策に加えて、練馬区浸水ハザードマップ*（平成27年9月）等を活用します。水害に関する情報の提供や水害発生時の対応、避難や日頃の備えなどに関する啓発や周知を図ります。

ウ 地域防災力の向上等

災害による被害を軽減するために、各種防災設備の整備や応急体制の構築を進めます。災害発生時に、区民が自ら身を守り、協力して地域を守ることができるよう、防災に関する知識や技術の普及や啓発、住民組織等の連携強化を図ります。

□ 防災設備・災害対応体制の充実

防災行政無線をはじめとする各種情報伝達手段の充実を図るとともに、避難者や帰宅困難者等の対応のために、備蓄物資や資器材の充実、受入や運営体制の強化に取り組みます。また、災害時要援護者*の安否確認や避難誘導體制等を強化します。

避難拠点*において避難生活を送ることが困難な高齢者や障害者等の受け入れ先として、福祉避難所を充実します。あわせて、災害時医療の拠点となる病院の機能の充実をめざします。

□ 防災意識の高揚、連携の強化

家庭や事業所等において、物資の備蓄や家具、什器の転倒防止など災害に備えた対策に取り組みます。災害時に迅速かつ的確な対応がとれるように、防災に関する知識や技術を身に付けるための防災に関する講座・講演会や訓練等の充実を図ります。

また、地域における防災力の強化に向け、区民防災組織やPTA、商店会、事業所等の連携の強化に取り組みます。



防災カレッジ事業の様子

エ 被災後の復興まちづくり

大地震が発生した場合、被災直後の応急対策、復旧対策だけではなく、生活を取り戻すための復興が必要です。とりわけ、市街地の復興を円滑に進めるためには、区民、事業者、区の連携が必要不可欠です。

□ 復興まちづくりの進め方

被害が発生する前から様々な施設の持つ防災上の役割やまちづくりの重要性、復興まちづくりに関する取組について周知し、区民や事業者の理解を深めるようにします。

また、被災後に混乱することなく復興を進めるため、市街地の復興に関する方針や復興計画の策定手順等について、予め明らかにします。さらに、被災後のまちの復興に関する取組は、区民、事業者との連携により進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

□ 事前復興の考え方

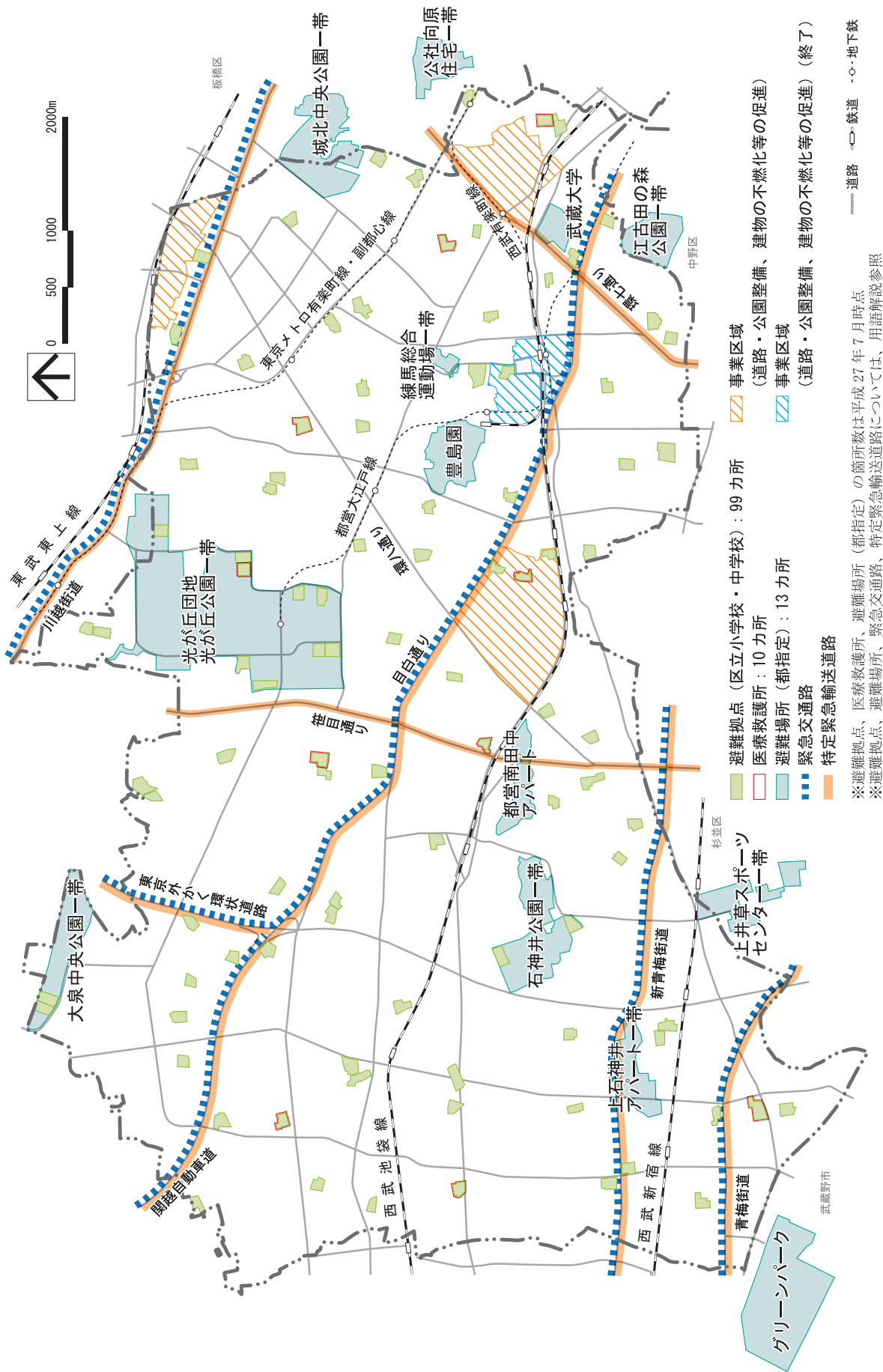
阪神・淡路大震災（平成7（1995）年）、東日本大震災（平成23（2011）年）では、膨大な復興業務に関連して様々な問題が発生し、その後の復興の遅れにつながりました。このような事態に備え、平常時から取組を進めることが事前復興の考え方の基本です。

「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の制定、東京都による「市街地の事前復興の手引き（平成27年7月）」の策定等、新たな事前復興の考え方が示されています。練馬区においても、国や東京都の動きを踏まえ、事前復興に関する取組をさらに進めます。



「練馬区震災復興マニュアル*」のあらましを紹介するパンフレット

防災まちづくりの方針図



(2) 防犯まちづくりの方針～安心して生活できるまち～

<基本的考え方>

日常の安全性を高め、犯罪の防止に配慮したまちとするため、区民、関係機関、区が協力して防犯まちづくりを進めます。まちづくりの計画段階から地域における防犯の視点を取り入れ、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

ア 防犯性の高いまちづくり

安全で快適な環境をつくるため、防犯の視点を計画段階から取り入れ、効果的でバランスのとれたまちづくりを進めます。さらに、地域での防犯への取組と連携することにより、安全で安心なまちを実現します。

□ 市街地における防犯対策

まちの中の身近な場所において、安全な空間の整備を進めます。犯罪を未然に防止するため、まちのどのようなところに防犯上の問題があるか、防犯に役立っている資源がどこにあるかなどを確認し、日々の防犯対策や防犯活動に活かします。

□ 防犯に配慮したまちづくり

区民やまちを訪れる人にとって、安全で安心なまちと感じられるようにします。建築物の建築や工作物の建設、まちの緑化などに関わる規定等を検討する際には、防犯の視点を取り入れます。

イ 地域における防犯・防火の取組

日常的な暮らしの安心のために、区民が自主的に行う防犯・防火活動について、区と関係機関が連携して、その活動を支援し、地域における防犯・防火への取組を進めます。

□ 地域における防犯・防火活動への支援

防犯・防火に関する情報などを電子メールで配信するサービスの提供や、防犯・防火活動を行っている各団体へのパトロール用品の支給などの支援を行います。



安全・安心パトロールカー

□ 地域における連携

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、地域内で日頃から防犯・防火活動を行っている各団体が、相互の連絡調整や情報交換を行うための地域防犯防火連携組織の立ち上げを推進し、その活動を区と関係機関が連携して支援します。

2 活動的でにぎわいのあるまち

(1) 交通の方針～活動的に行き来のできるまち～

<基本的考え方>

公共交通サービスを高め、道路ネットワーク機能の向上を図るとともに、適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立を進めます。誰もが快適に移動できる交通環境のまちをめざします。さらに、環境に配慮した交通利用を推進します。

ア 移動しやすいまちづくり

区民をはじめ利用者の誰もが、安全かつ快適に公共交通を利用でき、円滑な移動が確保されることが必要です。さらに、高齢社会の進展等を踏まえ、交通弱者に配慮した移動手段の確保のため、駅周辺や生活道路等でのバリアフリー*化の推進、歩行環境や自転車走行環境の整備を進めます。

□ 公共交通サービスの充実

鉄道やバスなどの公共交通機関は、区民の重要な移動手段になっています。事業者と連携し、誰もが移動しやすいまちをめざします。また、環境にやさしい一人当たりの温室効果ガスの排出量の少ない交通機関として、事業者と連携して、利用しやすい環境の向上に努めます。

□ バリアフリー*の促進と安全性の向上

交通弱者の移動しやすさの向上のため、駅周辺を中心としたバリアフリー*化を促進します。ユニバーサルデザイン*の視点で、安全性や快適性の高い駅空間の整備を事業者と連携して進めます。

また、安全な道路環境の確保のため、子ども、高齢者、障害者などが安全に歩くことができる歩行空間の整備を進めます。生活道路での通過交通の抑制や、自転車の走行環境の向上、交通マナーの向上を図ります。

□ 利便性向上のための環境整備

都営地下鉄大江戸線延伸の取組を関係機関と協力して進めます。地下鉄の延伸を見据えて、新駅予定地周辺や沿線地区のまちづくりを計画的に進めます。道路網や公共交通機能を充実し、誰もが快適に移動できる交通環境をめざします。

また、公共交通空白地域の改善にあたっては、既存バス路線の再編による改善を基本とします。民間のバスによる新たな対応が困難な場合は、区民や事業者と連携を図り、基本条件を踏まえた上でコミュニティバス*（みどりバス）等の導入を検討します。



都営地下鉄大江戸線の
導入予定空間である補助230号線

イ 道路ネットワークと交通結節点*の整備

区内の道路ネットワークは、秩序ある自動車交通の処理のため、担うべき機能に応じて段階的に構成する必要があります。駅周辺の道路等の整備により、公共交通と自動車、自転車や徒歩等の様々な移動手段の連携を図ることが必要です。

□ 鉄道施設周辺の環境整備

区内では、西武池袋線の連続立体交差化*に伴い、周辺のまちづくりが進みました。今後、西武新宿線の連続立体交差化*等、都市基盤*整備の機会を捉え、移動の円滑化に資するよう、拠点の立地特性にあわせた交通結節機能の向上を図ります。

□ 東京外かく環状道路の整備

東京外かく環状道路は、首都圏全体の道路ネットワークの形成と区内の深刻な交通問題の解決に資する重要な道路です。

東京外かく環状道路については、事業の各段階において、国や東京都に対し、事業化にあたり取りまとめた「対応の方針」の確実な履行と、地域への適時適切な情報提供を行うことを求めながら、早期整備を図るよう働きかけます。

ウ 道路ネットワークの形成

練馬区内の道路ネットワークは、秩序ある自動車交通の処理のため、担うべき機能に応じて、幹線道路（都市計画道路）の他、生活幹線道路、主要生活道路で構成します。

□ 幹線道路（都市計画道路）

安全かつ快適な交通を確保するとともに、災害時には延焼遮断機能や避難路としての役割を果たすなど多面的な機能を有し、道路ネットワークの軸として骨格的な役割を果たす道路です。

区内ではこれまでに、環状8号線、放射7号線（補助135号線（大泉学園通り）以東）、放射36号線（環状7号線以東）、補助132号線（補助156号線～西武池袋線）、補助230号線（補助301号線～土支田通り）等が整備されました。さらに、放射7号線（補助135号線（大泉学園通り）以西）に加え、放射35号線（北町五丁目～早宮一丁目）、放射36号線（早宮一丁目～環状7号線）、補助230号線（土支田通り以西）などが整備中です。「優先整備路線」として位置づけられた都市計画道路については、関係機関と連携して整備を進めます。その他の区間についても、円滑な交通ネットワーク機能や防災機能の向上などに留意しつつ、必要性の高い路線から順次ネットワークの形成を進めます。

□ 生活幹線道路・主要生活道路など

生活幹線道路は、幹線道路（都市計画道路）を補完し、地区内の交通を処理する道路です（基本幅員12メートル以上、約500メートル間隔で計画）。現状の道路における円滑な交通ネットワーク機能や防災機能の向上に注意しつつ、必要性が高い路線から整備を進めます。

主要生活道路は、生活幹線道路を補完し、地区内交通を処理するとともに、日常消防活動の向上を図るための道路です（幅員6メートル以上、約250メートル間隔で計画）。面的なまちづくりの際には、防災上必要性の高い路線からネットワークを形成する準備を進めます。それ以外では、公道化の促進に加え、宅地開発などの機会を捉えて、道路の確保に努めます。

生活道路は、街区を形成する上で必要な道路です。安全対策を重点的に実施し、歩行者や自転車の安全を確保します。

エ 適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立

今後のまちづくりの状況を踏まえ、自動車使用の抑制などで、適切な交通体系の確立を図ります。

□ 交通需要マネジメント*の推進

渋滞の解消や市街地の安全性の向上、さらに、環境に対する意識の高まりを受け、自動車交通利用に過度に依存しない交通需要の調整が必要です。そのため、都営地下鉄大江戸線延伸やエイトライナー*の促進に今後も引き続き取り組みます。また、自動車、公共交通および自転車の適正な役割分担を進め、公共交通の利用促進や自転車の適正利用（自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去）を推進します。まちづくりの面からも、地域住民とともに自転車の適正利用を進めます。

□ 自転車の利用環境の整備推進

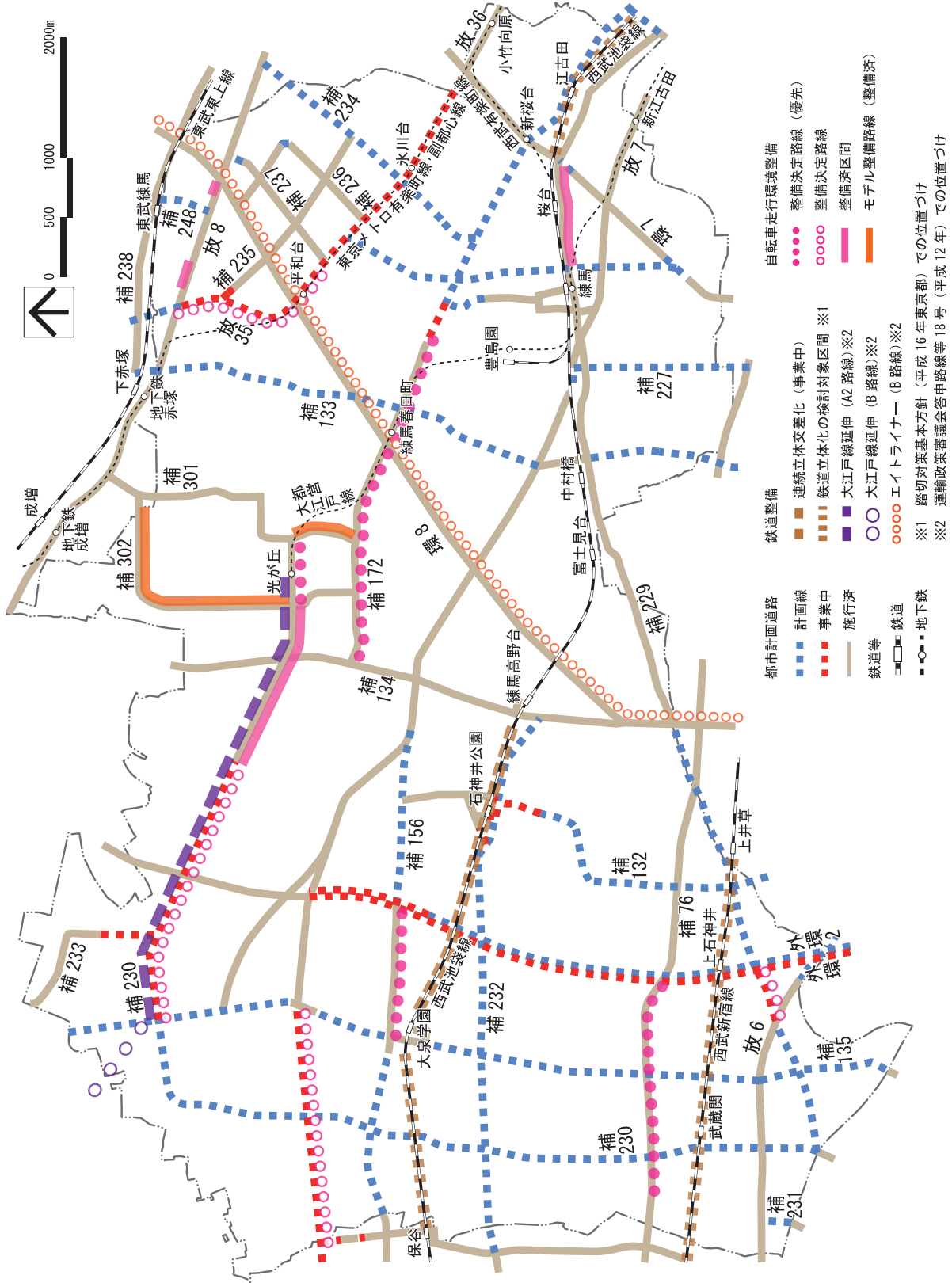
自転車は、ほぼ平坦な地形の練馬区内の移動に適した環境に優しい交通手段です。通勤、通学、買物、散策などで安全、快適に自転車を利用できるよう、走行環境の整備に取り組みます。鉄道駅を中心とした各拠点では、自転車の放置を減らし、適正利用を進め、駅利用者の利便性を向上するため、自転車駐車場の整備を進めます。

また、短時間・短距離の移動や、来街者にとっての自転車散策に適したシェアサイクルの導入に向けて検討します。



区立夏の雲公園付近の自転車レーン

交通の方針図



(2) 産業・魅力あるまちづくりの方針～生き生きとしたにぎわいのあるまち～

<基本的考え方>

人口が多く交通の利便性が高い練馬区のポテンシャルを活かした産業の活性化や、地域にある農やアニメといった練馬区の多彩な資源を活かした魅力の発信により、まちのにぎわいづくりを進めます。

ア 商業施設の集積と魅力的な商店街づくりの推進

商業施設の集積や、商店街の魅力を高め、区民生活の利便性の向上を図ります。魅力のある個店とその集合体である商店街の意欲ある取組を支援し、大規模スーパー等にはない商店街ならではの魅力を創出し、区内外から来街者を呼び込み、商店街を中心とするまち全体の活性化を図ります。

□ 集客力のある個店および商店街づくりへの支援

商店街を構成する個店の集客力を高めることが、商店街全体の魅力づくりにつながります。個店の魅力を高めるための商品開発やイベント等の個店の意欲、創意工夫による取組を支援します。

また、地域の特色や統一的なコンセプトを掲げ、まち全体のイメージを高め、にぎわいづくりに資する商店街の取組を支援します。

□ 商店街の環境整備

駅周辺の道路整備や連続立体交差化*といったまちづくり事業を契機に商店街地域のまちづくりを進めます。街路灯の整備、案内板の設置、バリアフリー*化や駐輪場等商店街や個店の環境整備を進めます。



商店街の各店主が講師となるまちゼミの様子

イ 産業の支援と連携したまちづくり

人口が多く交通の利便性が高い練馬区のポテンシャルや練馬区の特徴的な地域資源を活かした中小企業の事業活動を支援し、地域の活力を生み出します。

□ 創業を支援し暮らしやすい地域を実現

練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、暮らしやすい地域づくりや地域の活性化に寄与する産業の創業を支援します。

多様な創業セミナーの実施や創業への新しい融資制度の創設、空き店舗とのマッチング等、創業への総合的な支援を充実します。

□ 産業を育成し地域を活性化

区内産業の魅力を区民に知ってもらう場としての「産業見本市」の開催や企業間交流を支援し、既存産業の活性化と安定的な発展を図り、地域の活性化につなげます。

□ 練馬らしさを活かしたまちづくり

地域の経済を支えまちのにぎわいを創り出す上で、産業が持つ役割は重要です。そのため、都市農業やアニメ産業など練馬区ならではの特徴的な産業を活かしたまちづくりを進めます。練馬らしさを活かし、まちの魅力を高めることで、生き生きとした活力のあるまちをめざします。

ウ 練馬区の特徴を活かしたまちづくり

練馬区の強みとなる特徴的な産業を活かしてまちを活性化し、まちの魅力を醸成します。また、練馬区の多彩な魅力を発信するまちづくりを進めます。

□ まちの魅力を発見する仕組みづくり

文化施設や農、アニメなど地域資源を発掘し、磨き、練馬の魅力を体感する仕組みを構築します。

まちの多彩な地域資源を発見したり、体験できたりする「まち歩き」「ポタリング*」等をしやすい環境を整備します。また、ポタリング*のツールとなるシェアサイクルの導入方法の検討を行います。自転車レーン等の設置と併せて、散策しやすい快適な都市環境を実現するまちづくりを進めます。

□ 練馬の魅力づくりの発信

区民PRサポーターによる練馬の魅力発信や観光案内所（産業・観光情報コーナー）等を整備し、情報発信機能を強化します。区民とともに練馬ならではの魅力づくりを進め、にぎわいと活力のあるまちづくりをめざします。



産業・観光情報コーナー

3 みどりと水のまち

(1) みどりのまちづくりの方針～みどりや水との出会いがあるまち～

<基本的考え方>

みどり豊かな練馬を築くために、長い年月をかけて育まれてきた郷土のみどりを次世代へ継承します。みどりの保全や創出などを通して、みどりや水との出会いがあるまちをめざします。公園やみどりなどのまとまったみどりの拠点と河川や都市計画道路沿いのみどりの軸により、みどりのネットワーク化を進めます。

ア みどりのネットワークの形成

公園の整備や樹林地の保全を進め、みどりの拠点を創出し、河川や都市計画道路沿いのみどりの軸をつなげ、ネットワーク化を図ります。みどりのネットワークを広げることで、防災性の向上、環境保全機能の拡大、まちの景観の魅力向上、区民が憩い楽しめる空間の拡大、生物多様性*への寄与といったみどりの機能を最大限発揮させます。

□ みどりの拠点づくり

練馬の風土に培われた農地、屋敷林、雑木林等のみどりを保全、活用する拠点を確保します。また、区民の多様なニーズに対応した特色ある大規模公園の整備を進めます。

□ みどりの軸づくり

みどりの拠点の充実に加え、みどりの拠点同士をみどりの軸でつなぎます。石神井川、白子川、旧田柄川に沿ったみどりを充実させます。また、都市計画道路の緑化、沿道地域でのみどり空間の確保を東京都とも連携を図りながら進めます。



石神井川沿いの桜並木

イ 新たなみどりの創出等

区民が潤いのある街並みを実感できるよう、住宅地およびその周辺、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに、植物でつくるみどりのカーテン、壁面緑化、生け垣などを増やし、みどりの豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

□ みどり豊かな街並みづくり

区が管理する街路樹の計画的な更新など、美しい街並みづくりのための維持管理を進めます。

また、街区や沿道単位での緑化を支援し、連続性のあるみどりの創出を図ります。



区立貫井図書館横

□ 緑化の推進

小学校や中学校、地域の顔となる公共施設について、積極的に緑化推進を図り、みどりの量と質の向上を図ります。

ウ みどりを活かしたまちづくり

区内に残る樹林地は、宅地の開発等により減少傾向にあります。このため、各種保全制度や開発時の協議等によってみどりを保全します。

□ まとまった樹林地の保全・活用

区内に残る屋敷林や雑木林、寺社林等の樹林地は、今なお良好な自然環境を有する練馬らしい景観となっています。

これらの樹林地を将来に渡り継承するため、みどりの特性に応じて、市民緑地制度*等の各種保全制度を適切に活用し、樹木、樹林地の保全を進めます。

また、樹林地を「みどりを見て楽しむ場」だけでなく、「将来を担う子どもたちが楽しめる場」としても活用し、みどりの大切さを広めます。



こどもの森（羽沢緑地）

□ 開発時のみどりの保全

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成19年12月練馬区条例第79号）による緑化基準に基づき、住宅地等の緑化推進を図ります。

住宅地等の民間開発の際は、みどりの保全に対する協力を求めます。潤いある都市空間を形成するため、住まいに対する緑化指導を行います。

エ みどりに関する普及・啓発

区民みんなのみどりを愛し、みどりの保全と創出に取り組んでいけるよう、区民・事業者・区の三者で協働し、緑化活動や啓発事業を推進します。

□ みどりに関する普及啓発

みどりの重要性や必要性などを認識し、花とみどりの相談所や（仮称）中里郷土の森緑地を拠点とした啓発事業の充実を図ります。特に、未来を担う子どもたちを対象とした体験型事業を進めます。

□ みどりを守り育てる活動を広げる

地域に息づくみどりを守り育てていくため、地域の方々や地域団体の協力を得て、緑化活動を展開しその支援を行います。

(2) 農のあるまちづくりの方針～農とともにあるまち～

<基本的考え方>

農業は、区のイメージを特徴づける重要な産業の一つであるとともに、農地は区民の暮らしを豊かにする多面的な機能を持っています。

区の特徴である農を活かして練馬の原風景として残された貴重な農の空間を残しながら、調和のとれた市街地の形成を進め、農とともにあるまちづくりをめざします。

ア 魅力的な都市農業の振興

練馬区は、23区の中で最も農地が多く、四季折々の野菜や果物などの農産物が身近に楽しめる贅沢な環境にあります。消費者に新鮮で安全な農産物を供給し続けるため、農業者を支援する取組を進めるとともに、農に関わる区民の裾野を広げます。区民が農とふれあう機会をつくることにより、農が身近にあるまちづくりを進めます。

□ 農に関する人材の育成

小規模農家や高齢化の進む農家を支えるため、平成27年度から講座を開始した「練馬区農の学校」では、農に関心を持つ区民に対し学びの場を提供し、農の支え手となる人材を育成するとともに、農業者との交流機会や活躍の場を提供したり創出したりします。

□ 農の魅力の発信

区は、意欲ある農業経営を支援するために、季節の味覚を楽しめる多様な果樹の直売や摘み取りを行う「練馬果樹あるファーム」事業の支援や、練馬産農産物のブランド名を決定するとともに、周知し、その魅力を発信します。

□ 農とふれあう機会の提供

都市の農地は、収穫体験や農作業、土とのふれあいができる身近なレクリエーションの場です。また、利用者や農家との交流などを通して、地域のつながりが育成される場ともなります。

練馬大根引っこ抜き競技大会など農の魅力を発見できるイベントや区内産農産物や加工物の即売会「ねりマルシェ」を開催し、農の魅力を発信します。

また、都市における農とのふれあいを、新たにまち歩き観光の観点から捉え、新たな観光資源としての農の活用を推進します。



農と観光の連携として行われている「練馬大根引っこ抜き競技大会」



ブルーベリー観光農園の冊子。
平成27年度版では29園が紹介されている。
(出典：区ホームページ)

イ 多面的機能を持つ都市農地の保全

都市農地は、ヒートアイランド現象*の緩和などの環境保全機能、災害時の延焼防止や公共空地としての防災機能、農の風景に代表される景観形成機能など様々な機能を有しています。こうした都市農地の多面的な機能への区民の理解を深め、貴重な都市農地の保全に向けた取組を推進します。

□ 都市農地の保全

農地が年々減少している状況を踏まえ、貴重な都市農地の保全に取り組みます。都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、積極的に他の自治体と連携して制度改正を国に働きかけます。同時に、都市農地の保全に向けて、生産緑地*や相続税等納税猶予制度についての規制の緩和が可能となるよう、特区制度の活用等を含めた取組を進めます。

□ 農のある風景の継承

東京都が平成23年8月に創設した農の風景育成地区制度*は、都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくための制度です。

農地や屋敷林などが比較的まとまっている特色あるものです。こうした制度などを活用して、農のある風景を継承するために農地や樹林を保全します。

農のある風景育成地区では、農業振興や農地の保全とともに、樹林の保全、地域の風景の継承、農を活かしたまちづくりの取組を進めます。



農のある風景（高松一丁目）

□ 都市農地の多面的機能の発信

農地の持つ教育機能の発揮を推進するため、練馬大根の小学生向け資料を作成し、食育へ活用します。また、農地の防災上の役割を積極的に発信します。これらの取組により、社会資源としての都市農地に対する理解をさらに広げます。

都市農地の保全に向けた取組と、農家による多様な都市型農業経営の展開により、都市農業や都市農地がもつ多面的機能をより一層発揮していきます。

4 環境と共生するまち

(1) 景観まちづくりの方針～周辺と調和のとれたまち～

<基本的考え方>

快適な市街地の形成には、魅力的な景観の形成を図ることが重要です。誰もが安心して快適に暮らせるまちの実現のため、周辺と調和のとれたまちづくりを進め、市街地の環境の維持、向上を図ります。

周辺と調和した良好な景観の形成をめざし、「歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりま」をめざして「景観まちづくり」に取り組みます。

ア 景観に配慮したまちづくり

練馬区では、これまで住みやすく快適な空間づくりに積極的に取り組んできました。今後も地域の魅力を向上させ、区民が暮らしやすさを実感し、住み続けたいと思えるまちをめざします。

景観法*（平成16年法律第110号。以下「景観法*」という。）に基づく、景観行政団体*（平成23年5月1日付）として、区民、事業者と協力しながら、地域によって異なる魅力や個性を活かしつつ、景観に配慮したまちづくりを進めます。

□ 地域特性に応じた景観の形成

駅周辺等の拠点、区内を流れる河川や緑道、幹線道路といった都市の軸、面的な市街地それぞれにおいて、地域の特性を反映した景観形成を図ります。また、景観上特に重要な地区については、地域の合意を得ながら、重点的な景観形成のルールづくりを進めます。



放射6号線（青梅街道）

□ みどりが映える景観づくり

練馬区には、農地や屋敷林が多く残るとともに、みどりを育む石神井川、白子川、大規模な公園などがあります。そうしたみどりを活かし、印象的な落ち着いたある街並み景観を形成します。建築物等の色彩、形態・意匠は、周辺のみどりが映えるような工夫をし、みどりとの共生に配慮した街並みづくりを進めます。



(出典：練馬区景観計画)

□ 街並み景観の形成

低層の住宅地では、敷地内のみどりと道路や公園など公共のみどりをつなぎ、ゆとりと落ち着いたある街並み空間を形成します。中高層住宅が集積する地域では、宅地内でのオープンスペース*の確保や緑化の推進、建築物等の形態・意匠の誘導などにより、歩行者からの視点に配慮した心地よい景観を形成します。

都市計画道路など新たに整備される道路については、周辺の街並みに配慮し、街路樹等による緑化、無電柱化などで、快適な道路景観を形成します。

□ にぎわいを育む景観づくり

鉄道駅を中心とした商業施設の集積を活かすとともに、商業振興と連携し、にぎわいのある景観の形成を進めます。

商店街の街並みやにぎわいが連続するように歩行者の利便性や快適性に配慮します。地域の歴史や文化を活かした親しみやすい街並みの演出などで、地域の魅力づくりを進めます。

□ 公共施設の景観の形成

道路、公園等の公共施設や公共建築物等が、景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。公共施設の整備にあたっては、地域の特性や街並みに配慮し、景観まちづくりを推進する形態やデザインとなることをめざします。

公共施設の改修、新設等の際には景観に配慮した整備を進めます。さらに、景観法*に基づく景観重要公共施設*の制度を積極的に活用します。

□ 身近な景観資源の活用

景観上重要な建造物や樹木等について、所有者や関係機関と協議、調整しながら景観法*に基づく、景観重要建造物*または景観重要樹木*として指定します。歴史的な建造物などについては登録文化財制度の適用、景観上重要なみどりについては、みどりの保全政策など諸制度を活用し、適切な保全活用方策を検討します。また、景観資源の魅力を高めるため、周辺地区における景観的な配慮を求めます。さらに、そうした地域の資源を楽しむねりまの散歩道*を活用したまち歩き等の啓発事業を実施します。

イ 区民、事業者と連携した取組の推進

良好な市街地の形成のため、まちづくりに関する情報を提供するとともに、区民、事業者が協働する活動への呼びかけ、支援を行います。

□ 屋外広告物の規制・誘導

まちの景観を構成する要素として、屋外広告物は重要な要素の一つとなっています。落ち着きのある市街地の景観の形成や、都市のにぎわいの演出、自然景観との調和などを図るため、屋外広告物の表示や掲出については景観面からも一定の配慮を求めます。

□ まちの美化の推進

駅周辺地区等での利用者のマナーの向上のため、歩行喫煙等のポイ捨て防止の意識啓発を図るとともに、まちの美化運動の支援を行います。

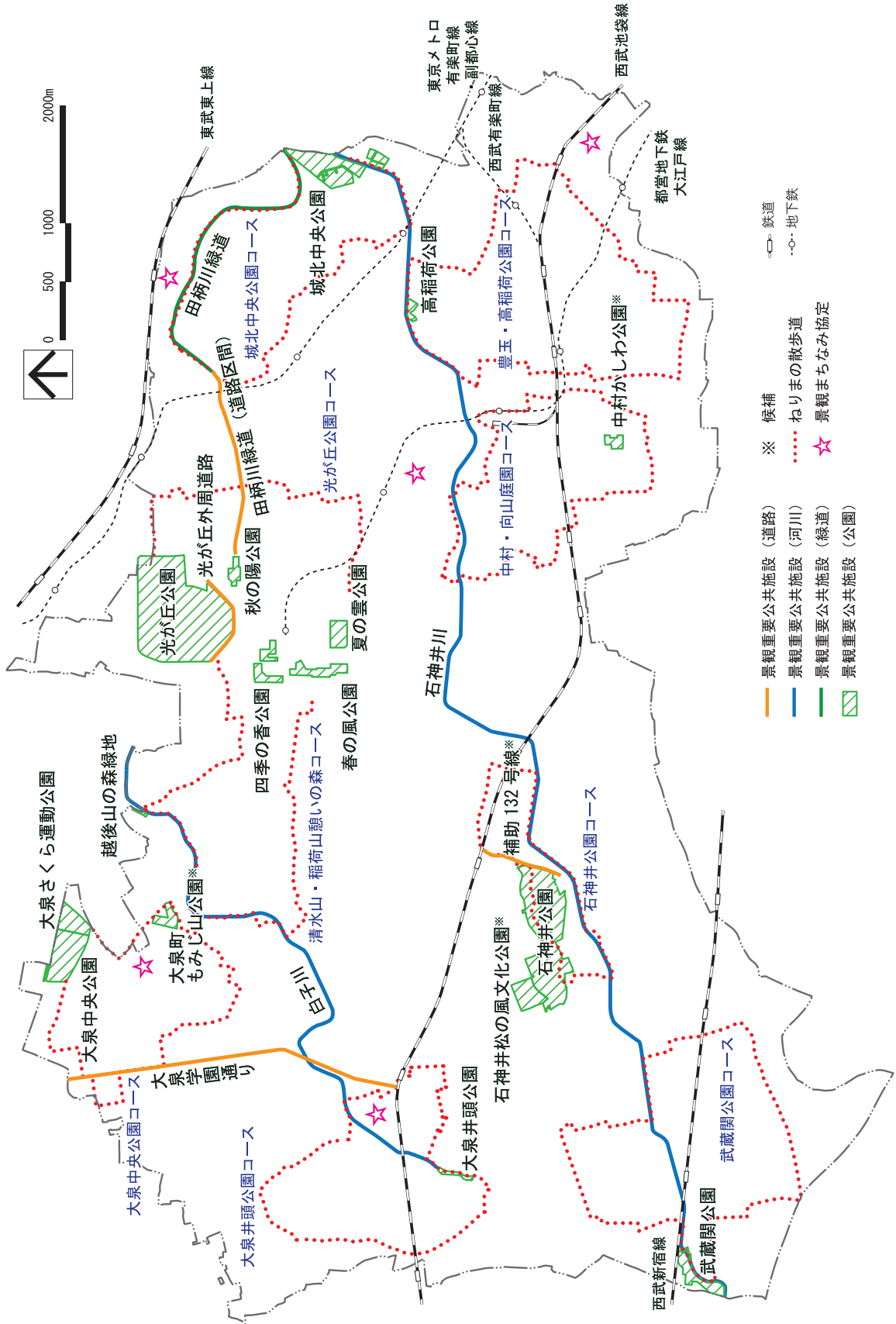
□ 景観まちづくりの推進

練馬区景観計画等による各種の取組、景観まちなみ協定*（現在5団体認定）、地域景観資源登録制度*（平成27年9月現在・862件登録）等により、区民と区との協働による景観まちづくりを推進します。また、景観法*の規定に基づき、平成23年5月20日に景観整備機構*として指定した公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（練馬まちづくりセンター）と連携し、景観形成に向けた取り組みを推進します。景観整備機構*は、地域の景観まちづくりに関わる区民に向けた情報の提供やコーディネート等に取り組めます。



景観まちなみ協定制度*
地域景観資源登録制度*
募集パンフレット

景観まちづくりの方針図



(2) 環境に配慮したまちづくりの方針～自立分散型エネルギー社会のまち～

<基本的考え方>

住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざします。

環境に配慮した都市構造の整備の推進やまちづくりの実現により、環境負荷の少ない都市づくりを進めます。省エネルギー化などの検討により温室効果ガスを削減し、環境に配慮した循環型のまちづくりに取り組みます。

ア 自立分散型エネルギー社会への取組

練馬区の地域特性を活かしながら、災害時のエネルギーセキュリティの確保と、平時における自立分散型エネルギー社会の実現という視点にたって、練馬区のエネルギー政策を展開します。

□ 災害時のセキュリティの確保

避難拠点*である小学校・中学校、病院などの医療機関、福祉避難所となる社会福祉施設などでの自家発電機能の充実、蓄電設備の導入を進めます。

□ 自立分散型エネルギー社会への取組の推進

電力、ガス、再生可能エネルギー*など様々なエネルギーのベストミックスを基本とする自立分散型エネルギー社会の実現に向けて取り組みます。

コジェネレーションシステム*や家庭用燃料電池*等の導入促進や太陽光発電などの再生可能エネルギー*を最大限活用します。区内に2カ所ある清掃工場でのごみ焼却から発生する熱や発電した電気の利用を図る仕組みを検討します。木造住宅密集地域の改善、CO₂の排出量の削減施策、再開発などのまちづくりと連携して進めます。また、ICT（情報通信技術）を活かしたスマートエネルギーのネットワーク化に取り組みます。

□ 省エネルギーへの取組

災害時のエネルギーセキュリティの確保や自立分散型エネルギー社会への取組の推進に併せ、省エネ型住宅などの普及促進や、環境教育、節電啓発、省エネ型ライフスタイルへの誘導などに取り組みます。

イ 環境に配慮した市街地の実現

まちづくりにおける市街地開発事業*等の機会に合わせ、環境にやさしい都市づくりを推進します。また、ヒートアイランド現象*の緩和、環境に負荷の少ない交通システムの検討などを進めることで、環境に配慮したまちづくりを進めます。

□ 循環型のまちづくり

環境に配慮した良好な環境を保つためには、限られた資源を繰り返し使う循環型のまちをめざすことが必要です。そのため、エネルギーの有効活用を進め、環境への負荷が少ない都市づくりをします。また、ごみの発生抑制や二酸化炭素などの温室効果ガスを削減し、限りある資源のリサイクル等も併せて進めます。

□ 省エネ建築物の普及促進

エネルギー使用の効率性や二酸化炭素の排出抑制に役立つ、建築物の建築を促進する低炭素建築物新築等計画の認定制度の運用、建築物の省エネ基準適合義務化などにより、環境に寄与する建築物を普及促進します。

□ 市街地開発事業*等による環境負担の軽減

区が主体的に関わる市街地再開発事業*等の機会に合わせ、再生可能エネルギー*や効率的なエネルギーシステム、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）*等の導入を積極的に検討します。

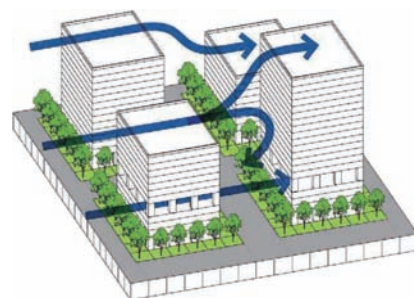
また、住宅団地等が集まる地区を中心に、省エネルギーに配慮した建築物の新築、改築、施設の改修等を促進します。

建築物単体の対策に加え、特に建築物が集積する地区や街区においてエネルギーの面的利用システムの導入を検討し、環境に負担の少ない市街地の実現を図ります。

□ 地球温暖化・ヒートアイランド現象*の緩和

ヒートアイランド現象*の緩和に向けた都市構造を構築するため、新たに建築する建築物の形状や配置が風の道を遮らないように配慮を求めます。公園、緑地の整備や街路樹の充実を図るとともに、建築物や敷地内の緑化を促進します。

道路の整備や改修に際しては、路面温度の上昇を抑制する遮熱性の舗装、雨水の保水効果や地中への浸透性のある舗装などを進めます。



風の道を確保するための建築
(まちづくりガイドライン地域全体編)
(出典：東京都都市整備局ホームページ)

ウ 環境負荷の少ない交通の検討

温室効果ガス削減のために、自動車交通による環境の負荷を軽減するための取組を検討します。公共交通を中心としたまちづくり、環境負荷の少ない公共交通の充実を念頭におき、環境にやさしい自転車、次世代自動車利用を促進する環境を整備します。環境負担の少ない社会に向けた、交通体系の導入を検討します。

□ 公共交通の利用促進

鉄道とバスの円滑な乗り換えができるように駅前広場や駅へのアクセス道路の整備を行います。

併せて、駅のバリアフリー*化を促進し、公共交通の利用を促進します。



バリアフリー*化された駅前広場の例
(西武池袋線中村橋駅)

□ 低炭素交通システムの構築

自動車交通の抑制に向けて、公共交通の利便性や快適性の向上、徒歩や自転車による移動手段の利便性の向上を図ります。

温室効果ガス削減のため、都営地下鉄大江戸線の延伸の早期実現等、公共交通の充実により、交通機能の円滑化を図ります。パークアンドライド*の推進、カーシェアリングの導入、次世代自動車等の利用環境の整備などを検討します。

5 ともに住むまち

(1) 住まいづくりの方針～ともに住むやさしいまち～

<基本的考え方>

子どもや高齢者、障害者など、まちに住むすべての人が主人公として、ともに暮らせるやさしいまちをめざします。「住宅都市」として区民の豊かな暮らしを実現するため、誰もが住み続けたいと感じられる住環境を形成します。

ア 安心して暮らせる住まいづくり

みどり豊かな環境と都心に近い利便性が両立する住宅都市としての特徴を活かし、練馬に住むことの魅力と価値を高めながら、地域を大切にしたい住まいづくりをめざします。

□ 様々な世代・世帯に対応した住まい

高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが安心して暮らすことができる住環境づくりを進めます。そのため、様々な世代や世帯の住宅ニーズに応じた住まいについての情報提供等の充実に努めます。また、住宅の確保に特に配慮を要する世帯に対する公営住宅入居機会の確保に取り組みます。

□ 地域特性を大切にしたい住まいづくり

地域それぞれの特性を活かした住まいづくりを進めます。

高齢化が進んでいる都市型住宅地区の集合団地などでは、若い世代等新たな入居者を集合団地に呼び入れ交流を図ることで、地域の活性化をめざします。

都市型住宅地区のその他の地区および他の地区においても、地区の特性やまちの状況を踏まえ、区民の交流が深められる空間づくりの誘導などで、地域の活性化に努めます。



みどり豊かな街並み

□ 地域で暮らし続ける環境の整備

多様な世代や世帯が暮らせる地域社会とするため、住まい手のライフスタイルに応じた住宅やサービスの供給を誘導します。高齢者や障害者が安心して住み続けられるように、医療や介護と連携した住宅の供給を進めます。住生活の安心を支えるサービスをニーズに応じて受けられる環境の整備を進めます。

イ 住み続けたくなるまちづくり

定住促進を図り、ともに住む地域社会を形成するため、多様な住宅ニーズに対応した住宅市街地の整備や住宅の良好な維持管理を促進します。

□ 良好な住宅市街地の形成

住宅都市として、土地利用や市街地の状況を踏まえ、良好な住環境の整備を進めます。

区内の大半を占める戸建て住宅を中心とした低層住宅地では、みどりあふれるゆとりと落ち着きのある現在の街並み環境を保全します。

中高層住宅が集積する地域では、地域特性を踏まえた緑化の推進、後背地の低層住宅市街地への配慮を誘導します。



中高層の街並み

□ 良好な住宅市街地の維持

良質な住宅や宅地用用地の流通を促し、良好な住宅市街地としての環境を維持します。老朽化した公営住宅の建て替えでは、住環境の維持・向上を適切に誘導し、良質な住宅の供給を行います。公営住宅の建て替えによって創出される用地については、有効活用を図り、将来の社会ニーズを踏まえた土地利用を進めます。

□ 空き家等対策の推進

近年、社会状況による住宅や住宅地の需要の変化により、市街地においても空き家や未利用地が発生するようになりました。そのため、平成27年には、「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」が施行されました。練馬区でも、空き家が発生している状況を踏まえ、様々な角度から空き家に関する対策を検討します。さらに、「空き家等対策計画」を策定し、総合的な対策に取り組みます。

□ まちの資産となる住まいづくり

住宅を練馬のまちの社会的な資産として捉え、次の世代に引き継ぎ、良好な状態で有効活用できる住まいづくりを促進します。分譲マンションの適切な維持管理への支援など、それぞれの住宅の特性に応じた住まいづくりを促進します。

併せて、住宅の長寿命化や省エネルギーに配慮した住宅の普及などにより、環境に配慮した住まいづくりを進めます。さらに、住宅の耐震化をはじめ、防災性、防犯性の向上、バリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化により住まいの質を高めます。

ウ 福祉のまちづくりの充実・推進

すべての人が住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。地域社会に生活する多様な人が、人生のすべての段階で安心して自由に社会参加ができる環境を実現します。また、誰もが快適な生活を選択できる空間づくりと社会ネットワークづくりを推進します。

□ 医療提供体制・社会福祉施設等の充実

高齢者人口が増大する中で、急性期から回復期、慢性期、在宅療養に至るまで、区民が住み慣れた地域で安心して医療が受けられる環境を整備します。

高齢者、障害者、子育て世帯などが利用する社会福祉施設等について、誰もが安全かつ円滑に利用できるように、施設の管理や運営を進めます。各施設の利用目的に適合した整備基準を検討し、必要な施設の整備を促進します。

公営住宅等の改修、建て替えや大規模開発にあわせ、民間事業者等との協働により、医療・福祉サービス施設等地域に必要な生活支援施設の設置を検討します。

□ 交流の場づくりにおける支援

誰もが気軽に安心して外出できる環境を実現するために、身近な場所で気軽に立ち寄り交流できる場の開設やその運営をめざす区民を支援します。さらに、情報の提供、相談、研修などの取組を充実します。

□ 建築物等のユニバーサルデザイン*推進

多くの人々が利用する建物が、すべての人にとって安全かつ円滑に利用できるよう整備を促進します。

また、高齢者や障害者、子育て層など多様な区民の視点を、区立施設や区立公園の整備や改善に取り入れるようにします。



意見聴取の様子

□ 福祉のまちづくりの推進

区民、事業者、区の協働で、人々の多様な状況に共感を持って理解しながら、継続的、計画的に福祉のまちづくりを実現させるための仕組みづくりを推進します。

また、施設等の整備を推進するとともに、各施設間の連続性の確保、普及啓発等事業の実施により、ハード面とソフト面の両面から総合的な取組を推進します。

(2) 地域で連携するまちづくりの方針～交流を育むまち～

<基本的考え方>

今後予想される人口減少と少子高齢化などの都市の生活環境の変化に対応するため、地域における近隣同士の交流や連携を促します。地域における様々な交流を育み、地域に愛着を持つきっかけをつくり、住み続けたいまちづくりをめざします。

ア 地域の連携で進めるまちづくり

日々の生活や地域活動などを通じて、地域を自らの手で住みやすくする区民の取組を支援します。

□ 地域まちづくりの推進

地域のまちづくりの課題に取り組むためには、地域の区民の参加を得ながら進める必要があります。そのため、それぞれの地域や地区のまちづくり協議会等の組織の立ち上げや運営等、区民のまちづくりを支援します。

まちづくり協議会等の状況

まちづくり協議会		区民と区がともにまちづくりに取り組んでいる。 現在24地区。
地区計画*の決定		まちづくり協議会の取組の1つの成果として、地区計画*を32地区決定。
ま ち づ く り 条 例 *	地区計画*等の 住民原案申出制度	地区計画*等の決定・変更に関する住民原案の申出手続きを、法の委任規定に基づきまちづくり条例*に規定。2件受理。
	重点地区 まちづくり計画	区が重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進める際に定めている。現在14の地域で計画・構想を策定。
	総合型地区 まちづくり計画	身近な地区の建築やその他の土地利用等に関するルールや基準等を定めるもの。2地区の協議会を認定。
	施設管理型地区 まちづくり計画	地区住民が主体となり、公園、緑地等の施設について、管理・利用に関する事項を定めるもの。1か所の計画を認定。
	テーマ型 まちづくり提案	みどりや景観などのテーマとして、まちづくりを推進するための提案をするもの。1団体の提案を採用。

□ 施設を活用した場づくり

地域の交流を育むため、公共施設や民間施設の活用を進めます。

公共施設は、地域の核となる施設としてその利便性を高め、特性に応じた計画的な施設の改修や設備の改良を進めます。

また、民間施設を活用することで、幅広い世代の区民が気軽に交流できる場づくりを支援します。



ねりま子ども劇場のイベント
(出典：練馬まちづくりセンターホームページ)

□ シニア世代の地域活動への参加

シニア世代は、国の経済の発展を支えた豊富な知識、経験、技術を持つ世代です。地域の財産であり、まちづくりでも重要な役割を果たすことが期待されます。

シニア世代の地域活動への参加を進めるため、高齢者センター等の活動場所や機会の提供、地域活動への参加に役立つ知識を得るための学びの場の提供、地域活動への参加につながる情報提供を進めます。シニア世代の力を活用して地域の活性化を図るとともに、シニア世代の生きがいづくりにつなげます。

□ 様々な交流ができるまち

地域は様々な区民の交流の基盤です。子どもから大人まで、また高齢者や子育て世代等、誰もが安心して暮らすことができるまちをめざして、地域社会全体で見守り、支え合う体制を構築します。

この際、外国人との交流も重要です。外国人も含めた誰もが住み続けたいまちづくりを進めます。

イ 大学や企業との連携によるまちづくり

大学や企業での研究成果の活用やまちづくりに関連する専門的知識を持つ人材やNPO*の連携等により、まちの活性化を進めます。

□ 大学との連携

大学の研究成果を活用してのまちづくりの課題の解決や、大学と地域のまちづくりに取り組む活動団体やNPO*等との協働によるまちづくりの実践を支援します。

また、大学の施設やキャンパスを、今後も地域活動の交流の場として区民が利用できるように協力を求めます。



武蔵大学、商店街、環境団体が協力して実施している「江古田ミツバチ・プロジェクト」
(提供：江古田ミツバチ・プロジェクト)

□ 企業との連携

企業の研究成果を活かしたまちづくりの課題の解決や、ノウハウを活かした人材の育成等を進めます。

また、企業と地域のまちづくり活動団体やNPO*等と共同研究等を支援します。

さらに、企業のCSR（社会的責任）の一環として、地域活動への協力を得ることにより、まちづくりをさらに進めます。

ウ 多様な活動主体によるまちづくり

□ 主体の多様化と地域のまちづくり

練馬区内には戸建て住宅地、集合住宅団地等がある一方で、駅前の商業地域や幹線道路の沿道などがあり、地域により異なる特徴を持っています。そうした特徴を踏まえながら、地域の課題の解決に向け取り組む必要があります。

そのため、制度や仕組みの活用に加え、まちに関わる多様な主体が連携して、地域のまちづくりを進める環境を整えます。

地域特性を活かしたまちづくりイメージ

